### 第 Ŧ. + 号 議 案

東 京 都児 童 福 祉 施 設 0) 設 備 及 び 運 |営の 基 準 13 関 す る 条 例 0) 部 を改正 する

右 0) 議 案 を提 出 す る。

令 和 五 年二月十 五

提 出 者 東 京 都 知 事 小 池

百 合

子

京 都 児 童 福 祉 施 設 0) 設 備 及び運 営 0 基 準 13 関 する 条例 0) 部 を改正 す る 条

第 条 東 京都 児 童 福 祉 施 設 0 設 備 及び 運 営 0 基 準 i. 関 す ,る条例 (平成二十四 年 東京都 条 例 第 几 十三号) 0 部 を次 0) ように

改 正 立する。

第十一条を次 0) ように 改める

第十 条 削 除

第二 条 東 京 都 児 童 福 祉 施 設 0) 設 備 及び 運 営 O基 準 に 関 する 条 例 0) 部 を次 のように改 正

次 中 第二十 条の二」 を 「第二十条の 四 K 改める。

目

第八条ただし書を削 り 同 条に次の一 項を 加える。

2 前 項の 規 定 は、 入所 者の 居室及び 各 施 脱設に特 有の設備 並 び に入所 者 0) 保 護 13 直 接 従 事 す る 職 員 に 0 ( V 7 は 適 用 L な

(V ただし、 保育 所 0) 設 備 及び 職員については、 その行う保育に支障がない 場合 は、 ح の限 りでない

第  $\dot{+}$ 条の前 K 見 出 として (業務 継 続 計 画 0 策定等) を付し、 同条を次のように改 め る。

第十 条 児 童 福 祉 施 設 障害児入所 施設 及び 児童発達支援センター 次 条、 第十二条、 第二十条及び 第二十 条 の二に お

7 障 害児入所 施 設 等 という。 を除く。 以下この 条に お 61 て同じ。 は、 感染症や非常災害の発生時 K お 61 て、 利用

者に対する支援 0 提 供 を 継続 的 に行 1, 及び 非 常 時 0) 体制 で早 期 0) 業 務再 開 を図るため 0 計 画 以 下この 条に お 1 7

継 続 計 画 とい う。 を策定し、 当該業務 継 続 計 画 13 従 ſ √ 必 要な措置を講じるよう努め なけ れ ば ならな

+ 号 議 案 東 京 都児 童 福祉 施設 0) 設 備 及び運 営 0) 基 準に関する条例 0) 部 を改正する条例

第

五.

- 2 児 童 福 祉 施 設 は、 職 員 13 対 Ĺ 業 務 継 続 計 画 13 0 1 7 周 知するととも に、 必要な研 修 及び 訓練を定期 的 13 実 施 するよう
- 3 児 童 福 祉 施 設 は、 定 期 的 13 業 務 継 続 計 画 0) 見 直 L を行 17 必 要に 応じ て業 務 継 続 計 画 0) 変 更を行うよう 努 8 る b 0 とす
- 第 + 条の二 条の 0) 見 出 L を 削 b) 同 · 条 第 一 施設 項 中 障害児入所 う。 施設及び 障 害児 児童 発 所 達 支援 施設 セン タ 1 改 (以下この 条、 次 第二 +

及び

第二十

13

お

11

7

障

害児

入所

等

と

1

を

入

等

13

8

る。

並

び

る。

努

め

な

け

れば

なら

- 13 感染症 第 十二条第二項 0) 予防 及び 中 ま 必  $\lambda$ 延 要な措置を講じる」 0) 防 止 0) ため 0) 訓 を 練 を 定期 職員に対し、 的 に実施 でする」 感染症 及び に 改 Ø 食 る。 中 毒 0 予 防 及び まん延 0) 防 止 0) ため 0 研 修
- 第十三条第一 項 中 第 八 条 を 第 八 条第一 項 に 改 め る。
- 第 章 中 -第二十 条の二の 次に次の二条を加える。

## (安全計 画 <u>つ</u> 策定等

- 第二十条の三 び する施 条及び次条に 訓 練 その 設外 で 他 児 0 お 児 活 童 童 1 7 福 動 福 祉 同 祉 取組等 じ。 施 施 設 設 K おける安全 を含め は 助 産 児 施 た児 設、 童 0) 安 に関 童 児 福 全 童 す 0) 厚 祉 る 確 施 生 事 設 保 施 で を 項 設 図 13 0 児 生 るため、 0 活その 11 童 7 遊 0) 袁 当 他 計 13 画 0) 該 限 る。 児 Н 以 常 童 下 生 福 この 活 及び 祉 13 施 条に お 設 児 け 童 0) る安 家 お 設 備 (V 庭 7 全に関する指 0 支援センター 安全点検、 安 全計 画 導、 を 職 員、 と 除 1 職 う。 児 員 0 童 以 一等に 下こ 研 を 修 策 及 対
- 2 児 童 福 祉 施 設 は、 職 員 13 対 Ĺ 安全計 画 K 0 11 7 周 知するとともに、 前 項 0) 研 修 及 び 訓 練 を定期 的 13 実 施 L な け n ば な

5

な

定

]該安

全

計

画

13

従

13

必

要な措置

を講じ

なけ

れ

ば

なら

ない

3 計 画 保 育所 に 基づく 及び 児 取 定発達 組 0 内 **!**支援 容 等に セ ンタ 0 ſλ 1 7 は、 周 知 児 L 童 な け 0) 安全 n ば なら 0) 確 保保に な 関 して保護者と 0) 連携 が 図 5 n るよう、 保護 者 に対

安全

4 児 童 福 祉 施 設 は、 定 期 的 K 安全計 画 0) 見 直 L を 行 1, 必要に応じて安全 計 画 0) 変更を行うものとする。

を確認しなけ

れ

ば

なら

な

第二十条の るときは、 几 児 児 童 童 0) 乗 福 車 祉 及 施 び 設 降 は 車 児童の施設外 の際に、 点呼 その で 0) 活 他 動、 0) 児 取 童 0) 組 等 所 在を確 0) た  $\Diamond$ 実に 0) 移 把 動 っその 握することが 他 0) 児 童 できる方法により、 0) 移 動 0) ため 13 自 動 車 児 童 を 運 0) 所 行 在 す

2 わ 0) 0) り一つ なけ 児童 見落としの 保 育所 後 0) n 及び 方に ば 所 なら 在 児童発達 0) おそれ 備 えら 見落とし が れ /少ない た前 支援 を防 向 セ きの 止する装置を備 と認めら ンター 座 は、 席 れ 以 るも 外 児 0) 童 え、 0) 座 0) を除く。 席を有しない 送迎を目的とした自 これを用 を日常的 1 て前 ものその 項 13 に運行するときは、 動 定め 他 車 利 (運 る所 用 転者席 0 在 態 0) 様を勘案してこれと同 確 及びこれと並 認 当該自動車 児 童の 降 列 ーにブザ 車 0) 0 座 際 程 席 に ] 度 並 立びにこ そ 13 限 る。 0) 児 他 童 れ 0 0) を 車 所 5 行 内 在 ょ

第七十四 [条に 次 の 一 項 を加える。

8 等 事 に支障が 定こども園に入園 業等 第八条第二項 (居宅訪問 0) 設 な 61 備 及び 場 型保育事業を行う場所を除く。 場合に限 0 規定 運 営に 7 ŋ 1 13 関する基準 かかわらず、 る児童と福 障害児の支援に直 祉 平 福祉 型児 成二十六年 童 型 接従事する職員については、 発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは 児童発達支援センター をいう。 厚生労働省令第六十一 第七十八条第二項において同じ。 は、 保 これら児童への保育に併せて従事させることが 号) 育所若しくは家庭 第一 条第二 )<br />
に<br />
入<br />
所<br />
し、 項に規定する家 的保育事業所 又は 庭 等 幼保 障 的 家 害 保 児 連 育 庭 0) 携 事 的 支援 7型認 業 保 所 育

第七十八条に 次 0) 項 を加える。

できる。

2 は、 は 幼 第八条第二 保連 障 :害児 携 0) 型認定こども 項の 支援に支障が 規 定に か 園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるとき な かわらず、 1 場合に 医 限 b, 療型児童発達支援センター 障 害児の支援に直接従事する職員については、 は、 保 育所若しくは家庭的保育事業所 これら児童 0) 等に入所 保育に 併 がせて 又

従

第

Ŧ.

+

甹

議

案

東

京

都児童福祉施設の

設備及び運営の基準に関する条例

0)

部を改正する条例

## 附 則

施

行期

 $\exists$ 

1 この条例 中 第一 条の 規 定は公布 0 H 「から、 第二 条の規定は令 和 Ŧī. 年 兀 月 日 から施 行 いする。

# (経過措 置

2 じるよう努めなけ 運 ない」と、 営 第二条の )に係る同 の基準 規定 に 同 関 · 条 第 条第三項 0) す 施 ればならない」と、 Ź 行 条例 項から第三項までの規定の適用については、 0) 中 日から令和六年三月三十一日までの ( 以 下 周知しなけ 「改正後 同条第二項中 ればならない」とあるのは O条例」 という。 「実施しなければならない」とあるのは 間、 第二十条 同 同条第一項中 条の 「周知するよう努めなけ の三第 規定による改正後の東京都児童福 「講じなければならない」 項に規定する児 ればならない」とする。 「実施するよう努めなけ 童 福 祉 施 祉 設 とある 施 設 保保 育 設 0) れ は 所 備 を ば 及 講 除 な

る。 車に同 は、 第二条の規 この 保 を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、 . 項 に 育所 場合におい 規 及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、 定す **定の施** るブザー て、 行の 児童の送迎を目的とし 日から令和六年三月三十一日までの間、 その他の 定の所 車 在 · 内 の 児童 た自動車 0) 所在の見落としを防止する装置 を日常的に運行する保育所及び児童発達支援セン 改正後の条例第二十条の四第二項の規定の適用に 当該自動車にブ (以下この 項に ザ ー等を備えないことが おいて タ 「ブザー ] は、 等 ブ ザ 該 0 でき 自 ιV 動 7

### 提 案理 由

0)

設

置

13

代わる措置を講じて児

0

確認

を行わなければならない。

画 童 0 策定等に 福 童 祉 福 施 祉 設 施 係 の設 設 る規定を設け 0) 備 設 及び運営に関 備 及び 運 Ź 営に ほ か、 する基準 関する基 規定を整備 準 昭 · 等 の 一 和 する必要が 十三年厚生省令第六十三号) 部 を改正する省令 ?ある。 令 和四 年 0) 厚生労働 改正 に伴い、 省令第百五 児童の安全の -九号) 確 等 保 0) に 関 する計 に